人にやさしい街づくり推進委員会の傍聴に関する要領

(傍聴人の決定)

- 第1条 人にやさしい街づくり推進委員会(以下「委員会」という。)の傍聴人は、委員長が決定する。 (傍聴人の定員)
- 第2条 会議における傍聴人の定員は10人以上とし、予め定員を定め、その数は事前に発表する。 (傍聴申込み)
- 第3条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書(様式1)により、委員長に申し込むものとする。 なお、傍聴の申込みは、委員会開催予定時刻の30分前から会場の受付にて開始し、会議開始の10分前 に締め切る。

(定員を超えた場合の取扱い)

第4条 締切り時に、傍聴を希望する者が予め定めた定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付)

第5条 傍聴人には、当日、傍聴証(様式2)、傍聴人心得(別紙)及び会議資料又はその概要を交付する。 傍聴人は、傍聴証を左胸に着用して、委員会開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとす る。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第6条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって委員長が許可した場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (2) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、委員長が許可した場合は、 この限りではない。
 - (5) 携帯電話及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。
 - (6)飲食し、又は喫煙しないこと。
 - (7) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為を しないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、委員長が 許可した場合は、この限りではない。

(委員長の指示)

第9条 委員長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができる ものとし、傍聴人がこの要領又は委員長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができる ものとする。

附則

- 1 この要領は、平成17年12月16日から施行する。
 - 附則
- 2 この要領は、平成24年 8月21日から施行する。

傍 聴 人 心 得

人にやさしい街づくり推進委員会の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を左胸に付けてください。
 - なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返しください。
- 2 開会前に会場に入室し、傍聴席に着席してください。
- 3 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 4 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないでください。
- 5 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
- 6 携帯電話及びポケットベルについては、電源を切って入室してください。
- 7 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 8 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威 的行為はしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は委員長の指示に従わない場合には、退場を命じられることが あります。

	会	議	傍	聴	申	込	書				
								平成	年	月	日
人にやさしい街づくり推進	委員会	委員	長属	<u>叽</u> 汉							
本日開催されます、貴会議の	の傍聴	を申	し込み	タます	0						
住所											_
氏名											
年齢											

(様式2)

人にやさしい	もづく	り推進	重委員	会傍聴証
	平成	年	月	日限
傍聴人氏名				